

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6S6C1MS00020		6SRM1AL0004 0001								
品名 または 件名										
駐屯地汚水中継ポンプ槽保守点検										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
陸上自衛隊 相浦駐屯地				相浦駐屯地業務隊管理科営繕班						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
給水所 永田技官（内線２３７７）				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

会計隊事務室及び陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年2月27日（金）9時30分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1)入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和07・08・09年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」のD等級以上の資格を有する者
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(2)公告の提示場所

陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae>) ・相浦駐屯地・大村駐屯地、竹松駐屯地、海上自衛隊佐世保地方総監部、佐世保商工会議所

(3)落札決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4)保証金に関する事項

- ア 入札保証金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：契約者が契約上の義務を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- イ 電信・電話による入札
- ウ 入札金額及び入札者名称が判別し難い入札
- エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 契約書等作成

落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。

適用する条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

なお、契約相手（甲）を分任契約担当官陸上自衛隊相浦駐屯地第363会計隊長とする。

(8) その他

- ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- イ 質疑については入札前日までに終了し、郵便入札する者は入札当日の質疑においては、承諾したものとみなす。
- ウ 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和8年2月27日（金）08時30分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- エ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- オ 資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出すること。
- カ 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知のうえ参加すること。
- キ 第7項（8）エ・カの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。
- ク 市価調査書については、令和8年2月26日（木）12時00分までにFAX又はメール、郵送等によって努めて提出すること。また、提出の遅延が明らかになった時点で早期に連絡し、具体的な提出日時及び方法を明らかにすること。
- ケ 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- コ 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- サ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」として落札者としなない可能性があります。

(9) 問い合わせ先

〒858-8555 長崎県佐世保市大湊町678番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
TEL 0956-47-2166
FAX 0956-34-1177
メールアドレス 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

入札に関する事項 : 第363会計隊契約班 齊 藤 内線2887
仕様書の配布場所 : 第363会計隊契約班
仕様書に関する事項 : 搬入場所参照

仕 様 書

- 1 役務件名：駐屯地汚水中継ポンプ槽保守点検
- 2 役務場所：長崎県佐世保市大湊町 6 7 8 番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
- 3 役務期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
- 4 役務概要：駐屯地汚水中継槽 3 か所の保守点検を実施するもの。
- 5 一般事項
 - (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び同解説」及び関係諸規則に基づき実施する。
 - (2) 役務実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
 - (3) 役務実施に際し、本仕様書等に明記なき事項であっても、技術上当然必要と考えられる事項については、請負者の負担において実施すること。
 - (4) 役務実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
 - (5) 本役務に必要な電気・水については官給しないものとし、電気は発電機、給水は水タンクの搬入を基本とする。ただし監督官との協議により国の施設から使用する場合はすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。
 - (6) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

6 特記事項

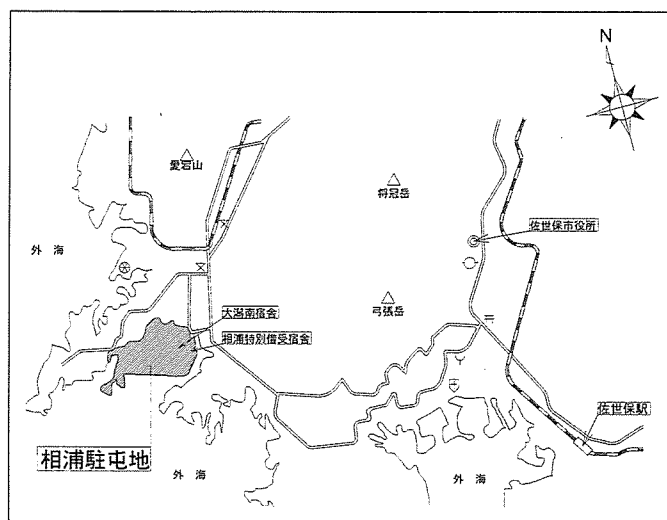
- (1) 汚水中継ポンプ槽の仕様等は、下表による。

場 所	中継ポンプ槽寸法	ポンプ仕様	備 考
N o . 1 中継ポンプ槽	H4.42m×φ 1.2m	φ 65 mm×0.159 m ³ /min×8.8m×1.5K w 2 台	
N o . 2 中継ポンプ槽	H5.41m×φ 1.5m	φ 100 mm×1.056 m ³ /min×11.5m×5.5K w 2 台	
N o . 3 中継ポンプ槽	H4.59m×φ 1.8m	φ 80 mm×0.696 m ³ /min×7.5m×2.2K w 2 台	

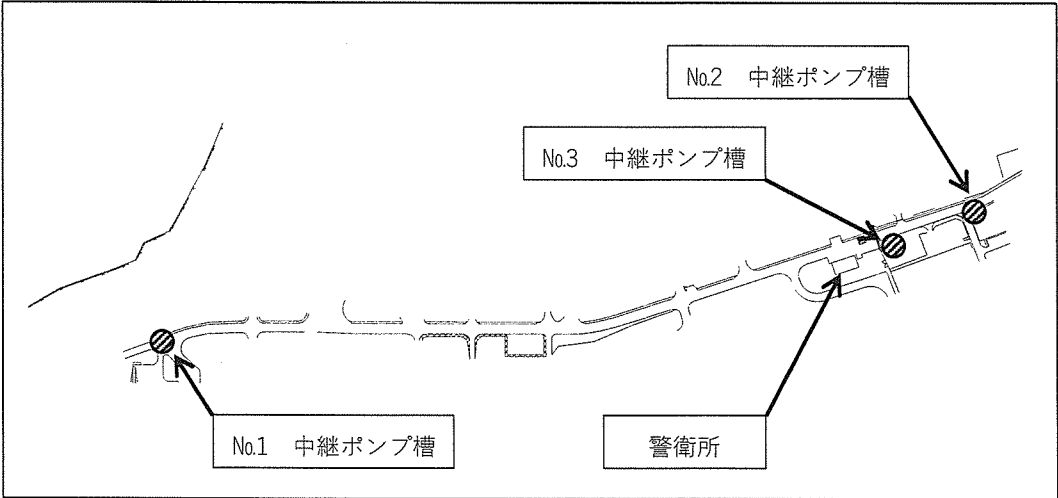
- (2) 保守点検内容は、下表による。

保守点検内容	実施基準	保守点検内容詳細	備 考
通常保守点検	2 回／年	・硫化水素と酸素濃度測定後、安全を確認し中継槽内にてポンプ周囲、ポンプ本体、投げ込み式水位計センサー、フロートスイッチの水洗浄	N o . 1 中継ポンプ
	2 回／月	・ポンプ周り及び底部の異物等の除去・回収 ・手動運転による電流値の確認 ・ポンプ絶縁抵抗測定	N o . 2 中継ポンプ
オイル交換	1 回／年	・オイル交換（タービン油 3 2 番）使用 ・点検に伴う消耗品（パッキン等）の交換	N o . 1 ～ 3 中継ポンプ

- (3) 保守点検実施の都度、保守点検報告書を作成し、監督官へ提出する。
- (4) 本役務により対応できない故障等が発生した場合は監督官へ報告するものとする。



駐屯地案内図 S = 1 / X



駐屯地配置図 S = 1 / X